

初診時の「機能強化加算」について

当院では「かかりつけ医」として、機能強化加算を算定しています。

必要に応じて次の様な取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果等の健康管理に関する相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・福祉・保険サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・必要に応じて、受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。